

臨時報告第10号様式

岐刑発第753号

平成22年3月31日

矯正局長
殿

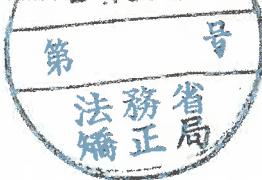
名古屋矯正管区長

岐阜刑務所長

自殺事故報告（刑事施設）

事 故 の 概 況	事故者は、[REDACTED]受刑者として[REDACTED]から当所に受刑中の者であるが、同22年3月14日（日）午前4時55分ころ、当所[REDACTED]において、[REDACTED]ため、[REDACTED]へ緊急搬送し、救命措置を講じたが、同日午前5時58分、同病院医師により死亡が確認されたものである。
	1 発生年月日 平成22年3月14日（日）
	2 発見時刻 午前4時55分ころ
	3 場所 [REDACTED]
	4 方法 [REDACTED]
5 経緯	(1) 平成22年3月14日（日）午前4時35分ころ、当所[REDACTED]勤務中の看守[REDACTED]（以下「[REDACTED]看守」という。）が、同階の各居室を巡回視察していた際、[REDACTED]収容中の事故者が、[REDACTED]

22.3.31



声かけ等を行うことなく巡回を継続した。

- (2) 同4時51分ころ、[]看守が再度、事故者の居室内を観察した際も、事故者が前記状態でいたが、声かけ等を行うことなく、巡回を継続した。

- (3) 同4時55分ころ、事故者の居室内を視察したところ、上記状態を継続していることを不審に思い、食器孔から声をかけたものの、返答がなかったことに加え、

同室内を

認したことから直ちに処遇部門に電話通報した。

- (4) 同4時57分ころ、[REDACTED]看守から電話通報を受けた副看守長[REDACTED]（以下「[REDACTED]副看守長」という。）が事故者の居室に駆けつけ、居室内の状況を確認し、そのとき、既に事案の発生を察知して同所に駆けつけていた看守[REDACTED]が、同4時59分、非常ベル通報した。

- (5) 同非常ベル通報により駆けつけてきた主任矯正処遇官 [] (以下「主任」という。) 及び [] 副看守長で事故者の居室を開扉し、事故者を確認したところ、事故者が []

任と副看守長がであったため、主

主任及び副看守長が事故者の頭を扇側にして寝かせ、呼吸及び脈拍を確認したところ、自発呼吸、脈が確認

できない状態であったことから、直ちに気道を確保し、心臓マッサージを開始するとともに、処遇事務室に設置してあるAED（除細動器）を持ってくるように居合わせた職員に指示をし、AEDを用いて救命措置を施したが、[REDACTED]

[REDACTED]、引き続き心臓マッサージを継続しながら再度AED使用を試み、救命措置を行った。

(6) 同5時3分、非常ベル通報を認知した監督当直者看守長石田剛司（以下「石田看守長」という。）が現場に駆けつけ、現場の状況を確認し救急車の要請を指示し、看守[REDACTED]が、同5時5分に救急車の要請をした。

(7) 同5時15分、救急車が到着し、事故者の居室において救急隊による救命措置（心臓マッサージ及びAEDの使用）を実施し、同5時27分、事故者を救急車に搬入後、救急車により[REDACTED]に搬送した。

(8) 同5時58分、[REDACTED]医師により死亡が確認された。

(9) 同6時9分、石田看守長が岐阜地方検察庁検察事務官に事故者の死亡を通報した。

(10) 同6時11分、石田看守長が岐阜北警察署へ事故者の死亡を通報した。

(11) [REDACTED]において、司法検視が実施され（岐阜地方検察庁検察官検事ほか7名）、検視の結果、事件性はなく、[REDACTED]との判断がなされた。

なお、司法検視に併せて、当職による行政検視を実施した。

6 使　用　器　具

- 7 逮捕制圧等の状況
- 8 事故による犯罪
- 9 そ　　の　　他

(12) 同 8 時零分、企画部門首席矯正処遇官
藤岡孝行（以下「藤岡首席」という。）
が [REDACTED] に事故者の死亡を
連絡した。

(13) 同 8 時 20 分から同 8 時 50 分までの
間、岐阜地方検察庁検察官検事及び岐阜
北警察署員が事故者居室の現場検証を
実施した。

(14) 現場検証後、同 8 時 50 分から同 8 時
55 分までの間、当所処遇部長室において、
事故の説明を行った。

(15)

(16)

該当事項なし
該当事項なし

事 故 者	1 事故者の種別	自殺者
	2 身 分	受刑者
	3 氏 名	
	4 生 年 月 日	
	5 罪名又は事件名	
	6 刑 名 ・ 刑 期	
	7 刑の起算日又は入所日	
	8 刑 の 終 了 日	
	9 犯 数	
	10 制限区分及び優遇区分	
	11 所内における行状	
	12 本 籍	
	13 住 所	
	14 特殊被収容者報告の有無	
	15 そ の 他	特記事項なし
職 員 の 状 況	1 配置及び勤務状況	事故発生当時は、夜間勤務体制であったことから、監督当直者1名、副監督当直者 [REDACTED]、夜勤監督者 [REDACTED]、昼夜間勤務者 [REDACTED]
	2 監 督 方 法	で勤務しており、当該事故が発生した [REDACTED] における巡回職員は [REDACTED] を配置し、[REDACTED] で勤務していた。 監督当直者1名、副監督当直者 [REDACTED] 及び夜

	<p>3 職責処理の状況</p> <p>勤監督者 [REDACTED] を配置して、当日の監督に当たっていた。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] については、動静把握等が不十分であったと認められるため職責審査会に付議する。</p> <p>なお、[REDACTED] について、[REDACTED] が判明したため、前記職員に併せて職責審査会に付議する。</p>
事態収拾の措置	<p>1 職員の非常招集</p> <p>所長、総務部長、処遇部長、庶務課長、用度課長、処遇首席、医務課長、第二統括、第三統括、医務課宅直看護師を非常招集した。</p> <p>また、外部病院へ緊急搬送した際、同日の勤務者（副監督当直者及び昼夜間勤務者1名）で搬送したことから、交代員として職員2名を招集した。</p> <p>事故者を緊急搬送するに当たり、職員3名を配置し、同日午前5時27分から同日9時15分まで戒護させた。</p> <p>該当事項なし。</p> <p>2 非常配置箇所数、時間及び人員</p> <p>3 管区機動警備隊出動の有無</p> <p>4 警察官署への通報</p> <p>同日午前6時11分、当所において [REDACTED] による自殺事故が発生し、死亡した旨、岐阜北警察署へ通報した。</p>
事故の原因・動機	<p>1 事故者の動機</p> <p>2 施設側の欠陥</p> <p>(1) 心情把握が不十分であったこと。</p> <p>ア [REDACTED] ものの、 受刑者であることから、心情把握に細心の注意を払うべきところ、十分</p>

		<p>と言える状況ではなかった。</p> <p>イ 当所の居室棟における正規の巡回時間は、平成13年10月に処遇首席指示で15分に1回と定められ、その後、改正見直しがなされてない状況から15分に1回の巡回が義務付けられているところであるが、[REDACTED] [REDACTED]過剰収容による視察居室の増加等に加えて、[REDACTED]</p> <p>で、特に目を離せない者が現実に収容されていることから、近年は厳密に15分に1回の巡回を維持することが困難になっている状況であったものの、改善策が講じられていなかった。</p> <p>ウ 事故を発見した職員は、[REDACTED]ものの、まもなく[REDACTED]ことになり、その間、里親による指導、ロールプレイング研修等を通じて、勤務の心構え、報告の重要性等を指導してきたが、その理解度、認識度に關し十分な確認がなされていなかった。</p> <p>(2) 動静視察が不十分であったこと。</p> <p>事故者を発見した勤務者は、同年3月14日（日）午前4時35分ころの巡回時に、事故者が、[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]であったことを現認しているが、不審に思うことなく巡回し、その後巡回した同4時51分ころにも、同状態が継続していたにもかかわらず、声かけ等を行うことなく巡回しており基本的な動静視察が不十分であった。</p>
事故	1 懲罰	該当事項なし

者に対する措置	2 事 件 送 致	該当事項なし
改善事項	1 改 善 し た 事 項	<p>(1) 平成22年3月17日付け所長指示第11号「自殺事故防止の徹底について」を発出し、自殺事故の再発防止に徹底を期した（別添1のとおり）</p> <p>また、[REDACTED]の巡回時間については、平成19年5月30日付け矯成第3343号矯正局長通達「就寝の時間帯における被収容者等の動静を把握するための巡回視察について（通達）」に基づき、おおむね20分に1回に改めて、職員に周知させるとともに、研修を通じて巡回の励行を徹底させることとした。</p> <p>(2) 平成22年3月23日付け処遇首席指示第6号「単独室における便所用衝立の整とん位置について」を発出し、居室内の衝立を置く位置の徹底を図った。（別添2のとおり）</p> <p>(3) 職務執行力の向上を図るため、より一層里親による指導、ロールプレイング研修等を実施し、その理解度、認識度について、里親及び研修担当者等により、適宜、確認することとした。</p>
	2 改 善 す べ き 事 項	該当事項なし
その他	1 報道機関等からの取材について	公表当日、新聞社6社、放送局5社からの電話による取材があった。

参考事項	2 遺族への対応について	(1)
		(2)
	3 遺族感情について	

機密性2情報 完全性1情報 可用性1情報

所長指示第11号

平成22年3月17日

岐阜刑務所長 有村正広

自殺事故防止の徹底について

自殺等の保安事故がひとたび発生すると、その処理に多大な労力を費やさなければならないばかりか、社会一般に与える影響も大きく、施設に対する信頼を著しく失墜することになり、施設運営に重大な支障を来たす事態になることは職務研究会等を通じて指示しているところである。

ところで、今般発生した自殺事故における事故者は、

であった。

本件事故の原因等については、現在調査中であり、その詳細は明らかになっていないが、前述のとおり [] であったとしても事故者は [] 受刑者であり、改めて [] 受刑者の心情把握の難しさ、処遇の困難さ痛感させられたものである。

言うまでもなく、自殺事故は、尊い人命が失われるばかりでなく、刑罰の執行の目的である身柄の確保を阻害するものであり、絶対発生させてはならない事故の一つであることを今一度認識し、勤務に当たっては、特に下記事項に留意するよう改めて指示するので、これを厳守し、もって自殺事故の絶無を期されたい。

記

1 基本的心構えについて

(1) 「自分の勤務中には、絶対死なせてなるものか。」という強い決意と気概を持って勤務に臨むこと。

(2) 勤務中に異状とは言えないまでも、おかしいと感じる動静等が認められたときには、先送りにせず速やかに監督者に報告すること。

2 心情把握の徹底について

- (1) 被収容者の心情は、普段何の問題もなく生活しているように見える者であっても、日々変化するものだということを今一度再認識するとともに、特に反則事案の調査時、被害者の命日等いわゆる被収容者にとって節目と思われる時期には細心の注意を払うこと。
- (2) 担当職員等は、「この者は自殺事故など起こすことはしないだろう。」と決め付けず、「誰であっても、いつ自殺してもおかしくない。」という意識を持つこと。
- (3) 今回の事故者は [REDACTED] 受刑者であるところ、前回（平成20年11月）の事故者もやはり [REDACTED] 受刑者であることから、[REDACTED] 受刑者が同種事案をじゃっ起する危険性が [REDACTED] の被収容者と比べて高いものであることが改めて証明されたことになるので、特に [REDACTED] 受刑者に対する心情把握は徹底して行うこと。

3 動静観察の徹底について

- (1) 動静観察は、身柄の確保の点から最も重要な業務であり、どのような理由があろうと手抜きが許されないと肝に銘じておくこと。
- (2) 昼間及び夜間における居室内の着座位置、就寝位置に注意し、定められた場所で就寝等していないときなどは、「異状」であるという認識を持つこと。
- (3) 昼夜間単独室（病棟を含む。）の就寝時間帯における巡回は、20分に1回行うことが原則であることを改めて肝に銘じ、仮に夜勤監督等から特に注意して観察することと指示された者がいるとしても、他の居室の巡回観察を省略してまで当該被収容者が収容されている付近に留まつたまま良いということにはならないので、くれぐれも注意すること。

しかし、巡回は、ただ決められたコースを歩き、巡回キーさえ回せば良いというものではなく、被収容者の動静を確認してはじめて「巡回している。」と言えることを承知しておくこと。つまり、後になっても自信を持って自分の勤務中には異状はなかったと言えるような勤務に当たること。

4 引継ぎの徹底について

- (1) 今回の事案を踏まえ、今後、[REDACTED] 受刑者が調査になったときには、処遇主任は、「夜勤監督者引継簿」にその旨を記載し、動静引継を確実に行うこと。
- (2) 夜勤監督者は、処遇主任からなされた上記引継事項を午後5時の夜勤職員の整

列時に必ず告知し、注意を喚起すること。

(3) 夜勤職員は、夜勤監督者からの引継ぎを受け、現場勤務に就いた後、担当職員からも綿密な引継ぎを受けること。

処遇首席指示第 6号
平成22年3月23日

首席矯正処遇官（処遇担当）

単独室における便所用衝立の整とん位置について

単独室内の便所用衝立は、用便時等における被収容者への配慮から備え付けているものであるが、整とん位置によっては、視察困難な状況になるなど保安上支障を生じるおそれがあることから、単独室内における便所用衝立の使用要領について、別紙のとおり定め、本月24日から実施するので、遺漏なきを期されたい。

別紙

たんどくしつない　べんじょようついたて　せいとんようりょう
単独室内における便所用衝立の整頓要領

掲示・回覧可

単独室内における便所用衝立の整頓要領

単独室内の便所用衝立は、用便時における配慮等から備え付けられているものであり、整とん位置によつては、職員が視察困難となることから、本年3月24日から、下記のとおり、衝立を整とんして使用すること。

記

1 整とん位置

便所用衝立は、外窓側の壁際に置くこと。

2 衝立使用時

用便時及び食事時間帯に限り、前記1の整とん位置に置かれた衝立を便所前に置き衝立として使用すること。

3 注意点

衝立の使用及び整とん時には衝立が壁に当たって騒音をたてないよう他室への配慮に心掛けること。

べんじょようついで　まい　とうりょう
便所用衝立の整とん要領



おうべんじねよ　しょくじじかんたい　ついゆで　いちら
用便時及び食事時間帯の衝立位置



ふだん　づいたせい　いちら
普段の衝立整とん位置

※衝立の使用及び整とん時には衝立が壁に当たって騒音を立てない
よう注意すること。